

医療的ケアが必要な障がい児への支援について

現 状	根拠法令等										
<p>【医療的ケアが必要な障がい児について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療技術の進歩等を背景に、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児(医療的ケア児)が増加 ○ 一方で、県内の医療的ケア児支援をめぐる環境の整備は遅れており、病院を退院したあと、在宅で生活する医療的ケア児は適切な支援が受けられていない。 ○ 適切な生活支援を受けられない医療的ケア児は、主として家族の懸命なケアにより支えられており、家族の孤立や疲弊も指摘されている。 <p>【医療的ケア児の数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国で約1.8万人(H28)と推計(厚生労働省研究報告) ・ 県内で約120人(H30.3 各市町村から聴き取り) 	<p>【改正児童福祉法(平成28年6月3日施行)】</p> <p>第56条の6第2項 地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>【山形県障がい福祉計画(第1期障がい児福祉計画)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>数 値</th> <th>考 え 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【目標値】</td> <td></td> <td rowspan="3">平成30年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置</td> </tr> <tr> <td>医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置</td> <td>県 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圏域 全圏域 市町村 全市町村(※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 市町村単独が困難な場合は圏域での設置も可能</p>	項 目	数 値	考 え 方	【目標値】		平成30年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	県 1		圏域 全圏域 市町村 全市町村(※)
項 目	数 値	考 え 方									
【目標値】		平成30年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置									
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	県 1										
	圏域 全圏域 市町村 全市町村(※)										

支援体制構築に向けた取組	
○ 在宅で生活する医療的ケア児が、その心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、支援体制の構築に取り組む。	
☆=H31当初予算要求事業	
1 連携を図るための協議の場の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療的ケア児支援協議会の設置 (設置の工程表は「資料3」のとおり) <ul style="list-style-type: none"> ・ H30年度内に県及び各圏域に協議の場を設置し、関係機関の意見交換の場を確保 ☆ H31年度は協議の場の組織を拡大し、多岐にわたる支援ニーズに対応できる体制を構築
2 医療的ケア児とその家族に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援策検討の基盤となるアンケート(全数調査)の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の医療的ケア児を漏れなく把握するため、県内の小児科病院を經由してアンケート調査を実施 ○ 小児在宅医療体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ☆ 成人在宅医から小児在宅医療に取り組んでもらうための研修の実施(病院小児科医同行での小児診療研修) ○ 訪問、通所、短期入所事業所の量的拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児の受け入れが可能な事業所を確保(施設整備補助金を活用して支援) ○ その他必要な支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な支援とその優先順位について、協議の場で検討 (例) 災害に備えた人工呼吸器の非常用電源装置確保 障害児通所支援事業所と保育園等の併行通園の支援 医療的ケア児どうし、保護者どうしの交流支援
3 支援人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多分野にまたがる支援の利用を調整する人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ☆ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施 ○ 訪問、通所、短期入所事業所における支援の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ☆ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の一部を支援者向けに実施 ○ 医療的ケア児を医療の側面から支援する人材(事業所、学校の看護師等)の養成 <ul style="list-style-type: none"> ☆ 医療的ケア児等支援者養成研修の実施

